

陳 情 文 書 表

平 2 6 陳 情 第 1 7 号	平成 2 6 年 1 1 月 1 1 日 受 理
件 名	福祉労働者の処遇改善・人材確保に関する陳情
陳 情 者	横浜市神奈川区松本町 6 - 4 5 - 2 - 4 0 1 全国福祉保育労働組合 神奈川県本部 執行委員長 佐藤 正樹
陳 情 の 要 旨	
<p>第 1 8 6 回 国 会 に お い て 、 平 成 2 6 年 6 月 2 0 日 、 与 野 党 全 会 一 致 に よ り 、 「 介 護 ・ 障 害 福 祉 従 事 者 の 人 材 確 保 の た め の 介 護 ・ 障 害 福 祉 従 事 者 の 処 遇 改 善 に 関 す る 法 律 」 が 可 決 ・ 成 立 し ま し た 。 そ の 内 容 は 、 「 介 護 又 は 障 害 福 祉 に 関 す る サ ー ビ ス を 担 う 優 れ た 人 材 の 確 保 を 図 る た め 、 平 成 2 7 年 4 月 1 日 ま で に 、 介 護 ・ 障 害 福 祉 従 事 者 の 賃 金 を は じ め と す る 処 遇 の 改 善 に 必 要 な 措 置 を 講 ず る 」 と い う も の で す 。</p> <p>政府が、平成 2 1 年 1 0 月 から 平 成 2 4 年 3 月 サ ー ビ ス 提 供 分 ま で の 間 で 実 施 し た 介 護 職 員 処 遇 改 善 交 付 金 や 福 祉 ・ 介 護 人 材 の 処 遇 改 善 事 業 助 成 金 に よ っ て 、 介 護 ・ 障 害 福 祉 労 働 者 の 賃 金 引 き 上 げ に 一 定 の 成 果 が 見 ら れ ま し た 。 こ の 要 因 と し て は 、 報 酬 と は 別 に 、 全 額 国 庫 負 担 で 財 源 を 確 保 し 、 賃 金 引 き 上 げ を 条 件 と し て 罰 則 を 規 定 し た こ と が 効 果 を 生 ん だ と い え ま す 。</p> <p>しかし、対象が、現場で直接支援を行う介護・障害福祉労働者に限定されており、ケアマネジャーや事務職等は対象外とされたことなどの理由から、賃金の底上げには結びつきませんでした。また、予算の基礎となる職員配置基準が、現場の実態と著しく乖離して低いことなどの課題もあり、抜本的・継続的な処遇改善までには至っていません。さらに、報酬加算の仕組みでは、処遇改善が利用料引き上げにつながるために加算申請が抑制される問題もあります。</p> <p>また、保育分野でも平成 2 5 年度に保育士等処遇改善臨時特例事業が実施されましたが、期間が限られていたこともあり、処遇が改善されたとはいえない状況です。</p> <p>厚生労働省の平成 2 5 年賃金構造基本統計調査でも明らかですが、保育士や福祉施設介護員など福祉労働者の月収（所定内賃金）は 2 1 万円弱で、全産業の平均 3 0 万円弱に比べると約 9 万円もの格差があり、改善されていない状態が続いています。</p>	

福祉労働は専門性の高い労働であるため、賃金引き上げなどによる十分な処遇の保障と併せて、人材育成や就労後の研修の保障なども国の責任で行われるべきです。

福祉人材確保指針では、「福祉・介護制度関連法規等の法令を順守した適切な運営が確保されるよう、経営者に対する指導監督を行う」ことを地方公共団体や国の役割として位置付けています。福祉の人材不足が社会問題となっている今、福祉人材確保指針に沿って恒久的な人材確保施策を図るためには、国の責任による賃金引き上げと処遇改善が急務です。

以上の趣旨から、次の事項について、地方自治法第99条に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情事項

- 1 雇用形態・職種を問わず、すべての介護・障害福祉・保育労働者を対象に、利用料負担増を伴わないよう全額国庫負担で、抜本的恒久的な賃金引き上げと処遇改善を実施すること。